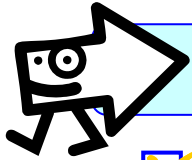


給与計算に関わる法改正再点検その①です

communis 通信

発行:コムニスサポート株式会社
 〒343-0851 埼玉県越谷市七左町2-241-1-2F
 TEL:048-990-7338 FAX:048-990-7339
 E-mail: info@cmns.jp
 URL: <http://www.cmns.jp>

最近、給与計算に関わる法律がひんぱんに改正されています。今年前半に行われた改正内容を再点検し、対応もれがないかを確認しましょう。実務においては的確な対応が労使トラブル防止に繋がります。



雇用保険法の改正内容を再チェック

☑ 非正規労働者の雇用保険適用範囲の拡大

短時間就労者（いわゆるパートタイマーやアルバイト）が雇用保険に加入するための要件がひろがっています。本人の意向にかかわらず、下記要件を満たす場合は雇用保険の資格取得手続きをしましょう。

【旧】	➡	【新】
<ul style="list-style-type: none"> ・ 6ヶ月以上の雇用見込みがあること ・ 1週間の所定労働時間が20時間以上であること 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 31日以上雇用見込みがあること ・ 1週間の所定労働時間が20時間以上であること

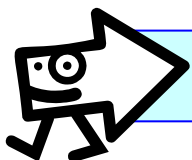
☑ 雇用保険料率の変更

4月1日より、雇用保険料の料率が変わりました。

	雇用保険料率	従業員負担	会社負担
一般の事業	15.5/1000	6/1000	9.5/1000
農林水産・清酒製造業	17.5/1000	7/1000	10.5/1000
建設業	18.5/1000	7/1000	11.5/1000

※賃金台帳をチェックしてみましょう

- ① 給与から天引きする雇用保険料はありますか？
 【計算例】給与20万円、通勤手当1万円の場合
 $(200,000 + 10,000) \times 6 / 1000 = 1,260円$
- ② 満64歳以上の従業員の雇用保険料は0円になっていますか？
 平成22年度は昭和21年4月1日以前に生まれた方の雇用保険料は免除されます。
 （雇用保険の資格は退職するまで続きます）



職場における熱中症予防対策のポイント

1. 職場の暑熱の状況を把握した作業環境管理等（休憩場所の整備、作業時間の短縮など）
2. 自覚症状の有無にかかわらず水分・塩分の摂取
3. 労働衛生教育の実施（熱中症の予防方法、救急処置など）
4. 熱中症発症に影響を与えるおそれのある疾患（糖尿病・高血圧症等）を踏まえた健康管理
 厚生労働省「職場における熱中症予防対策マニュアル」より

熱中症は極めて短時間のうちに重症となり、最悪の場合は死に至ることもあります。

一人ひとりが健康管理に気をつけるとともに、会社全体で予防対策に取り組みましょう！